

## 平成 30 年度大阪府教育庁支援教育課・府教育センター支援教育推進室との懇談会

平成 31 年 2 月 12 日（火）、大阪府教育庁支援教育課・府教育センター支援教育推進室との懇談会が行われました。本研究会の本部役員、支部長、行事部員の参加のもと、教育庁から 7 名、府教育センターから 1 名参加していただき、懇談会が進められました。本研究会による今年度の活動についての報告の後、以下の項目について府教育庁、府教育センターより情報提供していただきました。



### 1 大阪府内の小・中・義務教育学校における支援教育の現状と課題について

- 府内の児童生徒数が減少している中で、支援学級の在籍者と学級数は増加しており、ここ数年増加の幅が大きくなっている。支援学級設置率は全国平均 79. 6% (H29) に対して、大阪府は 99. 4% (H30) である。大阪府では子どもたちのそれぞれの特性に応じてより専門的で適切な指導・支援を実現するために障がい種別による支援学級の設置を促進している。支援学級の取り組み状況と効果について把握するために、各市町村で支援学級を新設した学校を中心に学校訪問をしている (H30、37 校)。
- 通級指導教室は、H30 年度は政令市を除いて小学校・義務教育学校前期課程で 178 教室、中学校・義務教育学校後期課程で 57 教室、合計 235 教室の設置となっている。昨年度より小学校・義務教育学校前期課程で 22 教室、中学校・義務教育学校後期課程で 7 教室、合計 29 教室の増設置となった。通級指導教室担当教員については H29 年度から 10 年間をかけて基礎定数化が図られており、2 年続けて大幅な増設置が実現した。ニーズの高まりもあり、今後も市町村教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めるとともに、基礎定数化が確実にはかれるように、国に対しても引き続き要望していきたい。また高等学校での通級指導教室の制度化をふまえ、中学校における通級指導教室の充実に向けて、次年度は担当者の専門性の向上や効果的な指導体制の構築等、市町村と連携しながら、具体的な取り組みを進めていきたい。

### 2 支援学校の現状

- 府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実策について

特別支援教育が実施された H19 年度以降府立支援学校における知的障がい児童生徒数については増加傾向が続いており、H20 年度から H28 年度まで約 2200 人増加した。知的障がいの児童生徒数の見通しについて、H29 年 3 月、大阪府域を含む府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計を行ったところ、今後 10 年間で約 1400 人の増加が見込まれる結果となった。教育環境の充実に向けた取り組みが必要である。

この結果を踏まえて、「府立学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定し、大きく 4 つの取組みの検討を進めているところである。①知的障がい支援学校の既存施設の活用。②他の障がい支援学校との再編整備。③府立高校内に支援学校分教室の設置。④知的障がい支援学校の新設である。今後のスケジュールについて、①～④の項目について同時並行で検討を実施した上で、①、②について今後 5 年以内を目処に、教育内容の検討や大規模施設整備が伴う③分教室の設置や、④支援学校の新設は概ね 2021 年度以降にそれぞれ具体化していく予定である。

●支援学校における通学区域割の変更について

2020年度からの知的障がい支援学校における通学区域割の変更について、1月15日に府立支援学校およびすべての市町村教育委員会へ通知した。関係支援学校や地域の保護者説明会等で説明を実施しているところである。聴覚支援学校について、2020年度からだいせん聴覚高等支援学校、中央聴覚支援学校は他の高等学校と同様に通学区域を府内全域となる。肢体不自由支援学校についても、守口市が交野支援学校から光陽支援学校に変更。堺市美原区が藤井寺支援学校から堺支援学校に変更となる。

●免許状保有状況について、府立の支援学校教諭約4000人のうち、H30年5月の保有率は71.2%、全国平均は80%を超えているので差はあるが、昨年度の67.3%からは上昇している。

●シラバス作成検討部会

指導と評価の年間計画（シラバス）に係る様式及び記入例を作成して、H30年2月にまとめとして各支援学校に示す予定。こちらは知的障がい支援学校小学部、中学部のシラバスについてであるが、高等部においては来年度検討していく。今回のシラバスはH31年度移行期間で2020年度から本格実施、高等部においては2020年度移行期間で2021年度から本格実施の予定である。

●福祉との連携について

文部科学省からも全中学校区に1人、SSWを配置する方針が出されているが、支援学校においても家庭の事情の複雑化、生徒指導上の課題、教員だけで対応するのに難しい事案が増えている。H31年度は高等学校課の『課題を抱える生徒フォローアップ事業』の枠を拡大して、職業学科のある高等支援学校5校を対象としてSSWを派遣する事業を展開していく。

3 **医療的ケアについて**

●市町村医療的ケア再生整備推進事業について

大阪府では、医療的ケアの必要な児童が看護師の配置により安心して地域の小中学校で学べるよう、全国に先駆けて平成18年度より「市町村医療的ケア再生整備推進事業」を実施している。平成30年度は本事業を活用し、29市町143校に看護師が配置されている（H31.2.12現在）。平成29年度から国においても市町村への直接補助事業が実施された。府としては、国と重ならない内容で市町村支援ができるようにこれまでの府の事業を再編して今年度から新たに「市町村医療的ケア実施体制サポート事業」を行っている。大きく二つの内容があり、一つ目の事業の柱は、各市町村の学校看護師の確保が難しい現状から、市町村における看護師確保や、現在働いている看護師の定着を支援することである。具体的には今年度夏休みに学校看護師対象の医療講習会を2回実施して、合計99名の学校看護師が受講している。内容は、代表的な医療的ケアの手技の実技講習や専門的な講義に加えて学校看護師のネットワーク作りのためにグループワークを実施した。大阪府看護協会に委託して実施している。また、12月には医療的ケア実践報告会を実施して学校現場の実践事例の報告と、長年医療的ケア携わってきた医師からの講演を企画して、学校関係者だけでなく、現在、職を探している看護師を対象に、学校看護師という職の普及、啓発を図っている。二つ目の事業の柱は、医療的ケアの必要な児童生徒の転入学に当たり、安全安心な環境を整えるために、施設改修や備品購入の整備を行う市町村に対し、その初期費用を補助するというもので、今年度はプールへのスロープ設置やベッドの購入を行った市に対して、経費の二分の一を補助している。現在も次年度の受け入れに向けた整備に向けて補助申請を受け付けているところである。

●支援学校での医療的ケアについて

4つの事業がある。①医療的ケア実施体制整備事業は、たんの吸引など5つの医療的ケアに対応できる教員を養成する法定研修の実施。②安全対策事業は、医師の指示により、看護師の付き添いがあれば参加可能となる児童生徒等の宿泊行事等の実施にあたり、看護師の付き添いに要する経費を府で負担をしている。③医療的ケア実施体制構築事業は国の委託事業を受けて行っている。H30年度は4校を

重点校として指定をして実施している。人工呼吸器の管理をはじめとした高度な医療的ケアの実施が必要な児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることが必要な中、校内での支援体制を構築するのが本事業の目的である。医師のいないところで学校看護師と教員の連携が不可欠であるが、どのような体制を構築していくのがよいのか研究するための事業になっている。医師の巡回訪問による学校看護師、教員等への指導助言や宿泊行事の付き添いなどで、医師のアドバイスのもと、学校看護師も教員も安心して子ども達のケアに関われるということが主目的である。④高度医療サポート看護師配置事業では高度医療サポート看護師を4校に配置している。それぞれの学校看護師や教員にアドバイスをしたり、指導研修を行ったりしている。③④の事業についてはH31年度も継続して行う。

#### ●医療的ケアの通学支援事業

来年度からの新規事業。①医療的ケアが通学途中で必要なために通学バスに乗ることができない、②家族による送迎手段がない、③訪問籍に在籍している、④居住地の基礎自治体に通学支援サービスがない児童生徒を対象に、看護師同乗の介護タクシー等通学バス以外の通学支援を行う事業がH31年度モデル事業実施される。

#### 4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用について

平成30年8月に学校教育法施行規則が一部改正され、支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通級で指導を受ける児童生徒にも全員に「個別の教育支援計画」作成が義務づけられた。大阪府では個別の教育支援計画については支援学級で100%作成、通級で99%作成という結果になっている。(H30.5.1時点)国は法改正によって、教育と医療、福祉、保健、労働等の連携推進の方向性を示しており、個別の教育支援計画の作成に当たっても本人、保護者の同意を得て学校が関係機関等と連携、共有すること等を通して、児童生徒に対する一貫した支援の充実を求めている。療育機関や放課後等デイサービス等の関係機関との連携のあり方については、府としては各市町村における取組み事例を様々な場面で市町村教育委員会に発信していきたい。また、新学習指導要領では支援学級や通級による指導における教育課程に自立活動を取り入れることが示されており、個々の児童生徒の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫が求められている。このような状況を踏まえて、年5回開催している支援教育担当指導主事会にて、各市町村教育委員会の指導主事へ必要な情報提供を行うとともに、府教育センター支援教育推進室と連携して指導主事の専門性向上へ向けて取り組んでいきたい。

#### 5 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業について

平成29年度から2年間文部科学省から本事業を受託して、研究を進めてきた。梅花女子大学の伊丹教授、閑喜教授、大阪大谷大学の小田教授をスーパーバイザーとして府内3市3小学校に派遣し、支援教育の視点を踏まえた学校教育はどうあるべきかということについて考えてきた。この事業の総括としてH31年1月25日にクレオ大阪中央にて府内の小中学校や市町村教育委員会などから約500名の参加を得て、シンポジウムを開催した。参加者アンケートでは肯定的な内容が96%だった。また、当日の参加者の5分の1が管理職の先生方で、学校経営において支援教育の視点をどのように生かすのかというテーマの関心の高さがうかがえた。今後、これまでの成果をまとめた研究報告冊子の作成を予定している。本事業の取り組み成果が様々な地域や学校のモデルとなるよう、府内に広く発信していきたい。

#### 6 支援教育地域支援整備事業

支援教育地域支援整備事業ではH28年度から公私連携の強化で地域支援リーディングスタッフが私立

の学校、園で支援が必要な幼児児童生徒に関する相談を受けることを本格的に始めている。相談件数は増加している。今年度の新たな取り組みとして、地域支援整備事業におけるブロック会議に幼稚園協会の代表がオブザーバー参加する取り組みも始めている。H30年12月に行われた『個別の教育支援計画作成、活用実践報告会』では、支援学校からの発表で、私立高校との連携との報告があり、今後も支援学校のセンター的機能のニーズが高まることを予想している。

## 7 **高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進について**

### ●「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」について

「知的障がい生徒自立支援コース」は府立高校で9校、大阪市立高校で2校設置している。府立高等支援学校4校の「共生推進教室」は、それぞれ府立高校2校ずつの8校に設置している。2020年度に府立なにわ高等支援学校の共生推進教室を府立東住吉高等学校、府立今宮高等学校の2校に設置する予定である。授業の実施形態は両コースとも基本的に4形態ある。①クラスでの授業（付き添いの教員等がない）。②クラスでの授業（付き添いの教員等がいる）。③小集団授業（知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の生徒がそれぞれ集まって行う授業）。④個別の授業。生徒それぞれに合わせて編成し、実施している。両コースの違いは、卒業証書である。知的障がい生徒自立支援コースは高等学校の籍であることに対して、共生推進教室は支援学校の籍の生徒が高等学校で学んでいることになる。生徒達は学籍の違いではなく、様々な授業や学校行事を一緒に過ごすことによって、いろいろなことを一緒に経験し、卒業時のアンケートでは両コースの生徒の肯定的評価は94%、同学年の生徒の卒業時のアンケートでも肯定的評価が74%と、多くの生徒が関わってよかったという評価をしている。

H29年3月に10年間の成果の取りまとめを出している。効果検証した結果、授業の面や進路の面、様々な面において多くの生徒により成果が出た。自立支援コースでは3校の募集人員を3人から4人に増やしているところである。

### ●高等学校における通級の指導について

今年度から府立柴島高校、府立松原高校の2校で通級による指導が始まっていたが、生徒への指導の有効性を確認できたこと、旧高校の4学区制のバランスを考えすべての地域に置くべきという判断で旧4学区すべての地域に置くこととなった。H31年4月に府立大手前高校、府立岬高校に設置して、4校体制となる。当面の間は、発達障がいの特性のある生徒を対象とし、「自校通級」を基本とする。高校の他校通級についての要望はあるが、今後こういった体制で取り組めるか研究を進めていく。

## 8 **府教育センター、支援教育推進室の取り組みについて**

●H31年度もH30年度と同じ研修を予定しているが、新任支援学級担当教員研修を1回から2回に増やしている。子どもの実態に応じた自立活動の指導についてなど、内容を充実させていく。その他にも市町村研修支援や、市町村指導主事学習会、府立支援学校パッケージ研修支援を行っている。

●H30年度から2カ年計画で、主体的対話的で深い学びの視点からの授業づくりに関する調査研究を行っている。H31年度に授業作りガイドブックを改定したものを出す予定である。

●小中学校の学習指導要領の総則の中に特別な配慮を必要とする児童生徒への指導で自立活動を取り入れる記載があることについて、H31年度以降は、自立活動の内容やそれぞれの障がいの特性に応じた指導実践など、小学校、中学校の教員の研修ニーズに応えられるような研修内容を考えている。

支援を必要としている子ども一人ひとりのニーズやその指導に当たる学校や教員のニーズを大切にしたい府教育庁・府教育センターの多くの取り組みについて知ることができる大変貴重な機会となりました。来年度も大阪府の支援教育の発展のために取り組んでいきたいと思いました。